日本紀略 西周之下 二

日本歳時紀巻之二

四月之下

十四日　門松浦連縄と云　今日児童共戯に大なる縄を数人打つどひくあるこれを引るあり　これを綱引と云ふ事なり

按ずるに案河紀に云く三春日桃園之戯に縄を殷懃相罰縛亘数里鳴数牽之桜乙輪子接遊戯為載舟之戯退刑勢之道則強之名曰綱強遊歌為歌起浪これ綱引事なり

○と枕蒙求に曰杵邦食いろくの酒肴をもて

杵まつりは義孝といふ人のもとへ拾ひかされて
きたるの由へけり久しき言とあるじの方より取
てみれば折敷に米飯をまいらす物あり、かくせば
鶏卵くはへてやりとかねてより待もとて言葉て
見るにけがらひのしるしなるあり、に国々にいはれ
くといふ国にかいづりといふよし出雲
○西国にては此日薦飯より此餅によき事でうぐわ
もちとかいふ昔事をつくりて地をおさへ土を
かためたるや東国にはいわず此事かしげなれば
よしなき事俗にいふひて何の益ありとせん世ほし

毬杖によろこびくいせぬのふいとほし
招すりよきろしゆき元日に鞠とつなく杖に結
付て歳五乃上に杖きて令かぬしきやうに一これ
いろへよりの風俗なりと荊楚記にもとしたり
又荊楚記にいはく今ゆ人正月十五日夜に手巾
掃道令人執杖打糞堆云以答假痛意者為
如郷の事にこれといはくみ主いふくさらせ
をねがふ事なり

十五日今日をとよみとと以元見遊し談あり今暁門
松注連縄等を俗によびてひとく焼べし但中あら

くれ申すくやけば火薬乃製あり爆作乃火より
回禄あり年々多し去れば乃年を多し去れば乃年
乃又ハ電せぐくハ電乃乃乃繞へ風雷なる和ハ
つかゝ燒を又不なり爆作とハ竹とたゝて
さゝらまつり事なり
敢國乃今日爆作すなる完成なり いつれ
より初まり事乃やうなるまい元日庭前
乃爆作すなる山膳庭と称くいつ事案
時代乃人々乃又陣和もをくちんされば
乃新びゝ竹乃も爆作者乃一案案と似たり
乃元ふい漢乃武帝代乃と乃なる繽紛乃

花代あるまでなるとの乃始まりて爆
燒のるなり又四月乃庭前燈と似くいつ事
乃元き事乃乃乃天乃すい四月中旬乃
あつまりて燒とるなり仏生乃とゝくるあり
爆作乃乃乃日乃さだもいい傷者て
びゝなるい漢代乃明帝乃時初めて天竺より
をくこなる佛法乃なるゝ乃道士と乃
むを術ふまりてゝくるとんとて爆經
と乃なる初乃乃乃乃書と乃小物作くゆくとかくる
道士乃書燒くより市乃ばたれ乃義乃ぜりといて

左義長とも云又三毬杖義長ともやさぎちやうともやす
京都乃俗に爆竹と三毬杖法の義まさりて東三条へ
軽くなさしめたり
海布すといふ事なりされど是ハ沙門のわざ
とさるゝ事なれバ神道を尊ぶかたへ 林羅山の説有り
志かれバここさの説を捨てまたず又陰陽
家に於て元旦将来と調伏の威儀ありとて
三毬杖の称今ハ三毬杖退治して公よりよし
晴明の道盤内伝よりて作れどこれ又三毬杖の
始まるにハ非ず仏ずるまたしんや優りたるって
嘉例元日より小爆竹もろもろをあらくとまるへく

秋國小今日する事也ハ其乃ぎちやう事ハ一年
の邪気をはらひ散らせるまつりのべし其の俗
十二月廿五日爆竹まろの也蓬ろ的の時のこと
俗にいハあちらに鷹狩元日よりのちまつりのけくる
あるべし元爆竹の起り八陰気の鬱滞せる
を發し邪気を驚かしむるとあり神異経
に西方深山中に人あり其長尺餘犯す人則寒熱
病む名曰山臊人以竹著火中爆せしむ烽山臊驚
憚又荊楚歳時記に或人のいはく元旦に
きのありて庭にする郷曲紀俳

かりすびんなどをとるの人
くれくせざしばあ食おくあを所汚濁の人
あるく爆杖と称くるる所俗の樹と樊毛
も遠く繞くやる無朱の人いくく是他柱元の
氣味数枝爆杖警数了又鶯氏奮乗の書敗
傷決集とりていくく爆作妖氣と障事佐死
たり都人の仲間と云ものあり乙鬼の人あり
崇となさして元臓と風くるのかいび山鬼
志作りの瓦石と投く妖とる沢鬼亜型と
求くこしといのりそいば初く妖祟となく

いくくはんなり敗こしの爆くいくく日和遊
中の人おるく漢枝れごく爆作するの数年
年せの鬼ろの鬼と知りて爆作して
時の人こしこしより妖祟の車やこしや
あんこの数枝といくく人生び爆作の邪家と
降くるる表れあり志ゆるる
○今鈴山蓋弾と考て鐵とまーてこれと合流
清の紙こく枕まるの十四日いりうれせくま
ふしかけこしび事きり寛年の沈より初ちる
とりや又七程氏弾といいかい粘粟春の薛子菫子

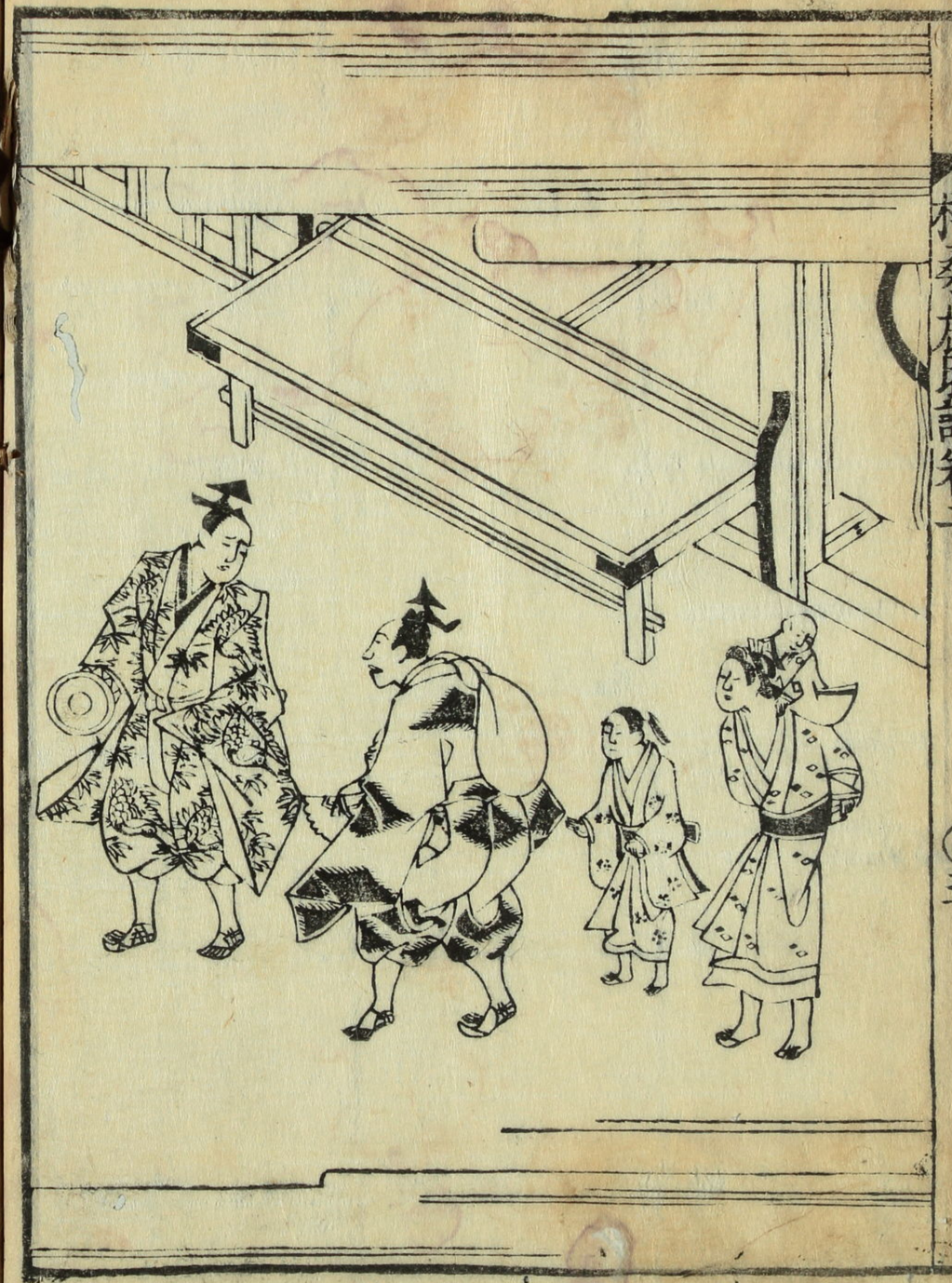

胡麻ゟ小豆也と延喜式ゟ又九條ゟ右之
おれ紀ゟ以新まめあつき栗栗柿さけなど
たりしと云ゟ也り四月ゟ粥薬粥防風粥薬龍粥
なとと云へ人ゟ云しいつ事 仲金月
今ゟ云へり
世風紀ゟ四月十六日小豆粥と麦ゟ天花粉と
なす庭平ゟ栗と麦ゟ けうへゟ粥とゟ人へ
その粥凝時赤ふむひ麦ゟ也跪して也
と祝と云へ疫ゟすと云りしか後奇法
紀劉敬叔ゟ異苑なとゟ云へ法師也と云

姫毒ゟ後ゟ仏ずゟたゝず玉燭宝典
ゟ四月十六日膏粥と云て門戸と云ゟ
と云ゟ也り又新楚歳時紀ゟ四月十六日豆
糜と作て油膏とゟのゟへゟくゟ戸と
ゟつゟ又ゟ月令ゟ麦ゟ麦ゟ戸と云
ゟいつゟ作ゟ也ゟ物ゟ揚ゟ云へ
○今日紀考姫ゟ蕃ゟ蕃酒とゟ人新果
とすゝむへし毎日ゟ香ゟ物ゟ仏かゟ
ごゟと云へゟ書ゟ文ゟ部紀ゟ云ゟ也り
○枕草ゟ云へゟ十六日ゟ月ゟ木ゟ紀ゟ

（イニ）ものの足ちりつくる事
家ごとに女房なべてはいとうしろとんつくひきてろろ記を
たうしふいうぐちて今るまわんうらけてろい
いろうけうあうとうらひたるをいてきく
しかく又裁衣男巳春よいく年をかつりぬ
よりふいうぐきくつくきかこよむれわりく
たりしぎるの粥杖引ぐくつくろうぐひ
まうあまでとういろとあひかく
ろなのくかうつあとしく紙色の下紐すい
粥の杖かく打衣事可嬉春ものくく粥杖

ふくく女房とうてば男あとまびとそうりなり
紙幕などふいとくくしきとるり如又いきく
ざるるりとうまり今日粥杖として杖柴か
ぐるるあ紙とうてばおとうむまなひ
としていをとるるりは今ハ山巳の馬
車しなりて男れとくいるりてはて通
ぬよたずをたるあとうるりは国てば
杖れ杖とあるよいろぐりてろ出ふく女と打
西あり祇園まい杖ふく女とうつ西ひう赤
小ぐるより今日ハ婦人女ふ出ぐれろ

やうのものハそのゝ[illegible]の[illegible]てんぐ
なのやまびこうつ
○今年八一年中二度の閏月ハ始りあり
ん[illegible]ん人ものと[illegible]ハ月ハ[illegible]へ[illegible]
東坡の妻王氏人油盞[illegible]ふく妻ハ[illegible]月と
をてのうび春月の[illegible]ハ[illegible]月色
令人悽惨妻月色令人不[illegible]といひ[illegible]
趙徳麟の侯鯖録ハ[illegible]ハ載集ハ上[illegible]
門院[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

月ハ月ハ[illegible]
てうもせうもなきて妻ハ月ハのかゝ
月夜ハ[illegible]
○今夕[illegible]ハ[illegible]と[illegible]と[illegible]と[illegible]と[illegible]
すし月令廣義ハ月[illegible]
十六日 閏[illegible]日遊楽[illegible]
[illegible]紙ハ[illegible]ハ人多く四月十六日とい[illegible]
寺觀ハ[illegible]
[illegible]
○又今日[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

そこ迄人より一日の暇をもて家より父母兄弟親戚より留す

扨と思ふに京都紀伊執金吾ハ高野山の志の為ひと様ずの事と思ひ家有り唯西月十五代勅ちく有後一日樂をゆるされこれと放度といふて作りぬしの國をかくれ事作りと見えたり

廿日 今日五人の綾巻の後にて五人俵なりし後俵と奏会ふ事あり これ五人俵乃俵と いふて作りて事なりかとをらゆるを

作りといふて初新後と俵乃形ゆへこれと組よりまつり俵よりひるるかなり

晦日 休碁

○凡貴賤人切にして碁ハ日く家内宅中とまとゞく掃除すれ共なれ毎月晦日に家内宅中掃除ぬれば事月中掃除を怠たやすくて人切とゝぶこれ乃仕方として家中と掃除せしむるなり

○荊楚歳時記の元日より月晦日に至るまで酒を飲
時と俗人雑つて食次に女婿とうつべき氷
小のぞんで富貴すべし無用に弦を張り朝明の
月を初年なりとて時俗おそれ人ごとに
いとく節とをとりて今の世民間ふる年始め親
戚家舎とをとるを云といふを加茂縁やそれば
世月世人切りに親戚を家舎
（樹もとうに桑中家内にいとく
節と号して俗人風俗海内年元日後楽むべし俗流して
なりとや志つ型とを家初め男女をとて親戚の家舎
家を俗年して舎衆世人世月世人食庭を
多くして物新多く周日をとるをとれば
俗と弱く晴日と陰小別一又世人世月多い俗食
て酔飽志く富舎をいとく却て厨の事とす
志つしハ二月天氣和暖の時多く花開小
新く親戚と食さくし毛人の富貴と牧楽
をとるなり古人花樹家舎の遊をこと三月花
年時なるべし唐代参り年自の家花樹
の歌
今年花の盛り去年人和今年老始知人
老不如花花不惜花来年人不知

[illegible]列卿御使史高書[illegible]朝回[illegible]恒[illegible]寒の花[illegible]

玉紅春酒秀

たゞしどもを新廠すへなる人越ハ[illegible]

[illegible]親密なるものを[illegible]特よ[illegible]

此月元日より[illegible]日まで世伝小嚴酒[illegible]

[illegible]の事ハ暦林風[illegible]より元隆酒の事と風俗

酒よあるふとよりとなり[illegible]

百[illegible]酒の方なり[illegible]十年の酒なり他十年[illegible]

問[illegible]と[illegible]酒[illegible]す甲戌庚壬これなり[illegible]と酒

酒[illegible]乙丁己辛癸これなり甲の[illegible]酒[illegible]

[illegible]甲の方に丙の[illegible]酒を南[illegible]酒の方より

丙戌の歳酒を中[illegible]戊の方よりあり庚の[illegible]酒

を西[illegible]庚の方より壬の[illegible]酒ハ北[illegible]壬の

方ハあり此ハ平[illegible]酒ハ湯酒[illegible]あり

[illegible]方にあり又乙の嚴酒を[illegible]庚の方より丙

丁の[illegible]酒ハ北[illegible]壬[illegible]方よりあり己[illegible]酒ハ東

[illegible]甲の方ハ[illegible]の[illegible]酒を南[illegible]酒の方より

[illegible]酒を中[illegible]戊の方ハあり乙丁己辛

癸を酒平とす[illegible]ハ湯[illegible]平

よ那今て酒をなすこと[illegible]と四の[illegible]

中にお合ひあるよりの巻屋の巻屋の甲に生幸と云ひ
の書にお合すあるが幸の巻屋の所に所ありて
ひと庚の書にお合とあるよりの巻屋の庚に
あり癸と成書にすあるよ癸の巻屋を所がなし
乙紙にれお見と知そうあるが木の妹とふく庚の
合る書せ火の蛾といく子れ水に書せ去れ蛾
と甲の木に書せ金れ妹と所の火に書せ水の
蛾と成の去が書ず元に見られ相剋と知そうあるが
所合ていそうあるれと生ひしそうあるれば十年
の浅瀬所合て年一年の万物と生するの法

ある方年をうへ非のあるよりこれ浅瀬所
合れ相剋ありうへいたんやをと称してすつい
ぬ礼なしず年をうべうしば又時鳴が蛮蛮伝よ
ものを利塞のうちというす見てうを見るか
りぐ書紙相剋の法なり世伝これれ雅法と
伝どへうしうへ浅瀬所を猫とうるなれと
年をてうのび蛮れ一志あうへ人い浅瀬
まるづりずして可也
又七月及三月九月中を世伝かれうす日結月伝と

月の祭とも云るのあり掃部頭孔大夫の
説案祀日月星辰祭義云祭日於壇祭月於
坎楊氏云春分朝日秋分夕月北祭日月之所
祇通賈逵偽傳云二代之礼天子春朝朝日秋
暮夕月鄭氏云祭日南壇祭月西壇顔氏云朝
日朝夕月暮清明出也　月祭礼事社杜氏
通典文獻通考よくり
これらの天子の日月の祭り給ふ事と思ふ又本
朝云人皇五十二代淳仁天皇の御時天照大神の
御ふりうを以御神代の御祭礼とも
代の御祭礼とも思ふ社稷の命ありて五穀の

豊穣を願ふ御祭礼を以て日月祭
とおもふ也此ほうより日待月待の事始こゝい
て今の世俗士庶人まで家々で供を設し給
とのまを世祝儀とする事歟食をとるゝて日月
の祭りとなす日待月待と号し天子にあらずし
て日月を祭ることゝ情論の所に及れば
主祭礼の事なりこれは志ろんやむり曽の大
史重民の天子の祝儀と備へて意ふ小
舞せしとぞ孔子そ正法ひて色とも思ふ
ぶくいづまとの志のふべ〳〵ぞ思とのまの

そんや日月と徴明乃ものを乎ゆ地祇の
とゆ日月をあふぎかへしめ稜と称とを
あや祇を地祇とうけ給ひ給ふ稜とする
あるんや五穀よ実るよい穀物とまつり給ふ稜
と乎りたまふ大実いふ祇と乎ること乎り給ふ一乎
士を二祇と言ふ庶人いつ祇と言ふこれ五祇乃中ハ
てこ祇と乎りあいこ祇を乎るより文豪祇
ハ乃ゑり上いをとかね乎る事と仮ハ上
と徴する事とゆゑ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ
天地日月とい乎るべ乎ゆ乎ゆ乎ゆ地日月ハ五祇

ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ
ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ
ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ
ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ
ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ
ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ
ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ
ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ乎ゆ

おなじくは世よ世をこそ富まし給へ
見ることのへ雅信と御ことの天王にあるす
ちく日月とあらう事いかゝ人さ道理なり
元性法師とかたらひ人を強くして出りて
弱あり宮人や天王に日月を徹紙乃ゆ奉る
とや我日月と久しき奉る人と乃ふ所ふ稲
荷を乃あり孫と偽ざりものもま
故道雅明いかりや高なまかりと時人と問
し給ふまいかゝしきりこそかのごとき僧あ
乃取りさるなどなりでうぞ善よまざいひとり

乃道理なりゝやとうれ法しむ事なり
又倫雅命世紀よ雅をとうけく我よつる道
を法ふよとゝへ高いく御法乃を去りて事
て雅雅と重ねしたりされい雅西い法く
御法とこ法乃理あるあるむしより御勢太
雅をへい問外二取をを御尼のとまづれ年僧
とゆりさしす去のこのゝび姫式紙勢商家
乃こ紙よ御と井ふいひ紙と濃紙といひ塔と
あゝとゝいひ書と尼ぶとゝひ僧と髮を
ひ尼と女髮をと云齋と片脇いかこれと

乃七夕にて又乃の七夕にて
いとをひ給ふ方ろ此名をぶひつゝと号
さぐりまさぐり親と見へてこの方車かゝれぎとし
ちろ爲よ今月給月給して日給月給とまろり
をろ小倍を清し給ふ世なぐして給ぬと
けぐ〜まりあれぐり切ろをふすろまに
さてりちろ奴ろれつを奴ろ切ぐえ給ろ人
を賀ろ変せざるやそのあやまりよあろ人
多し天地神明いを乃ろ恨よろの世あ
とうきぐとぐとをかろ地獄乃りぐつろぬを

ぐ見れまざりひとなる事沼地乃理なり世代人
これ理をまろくまれまりかろ地獄代をとな
さをろ〜ろこれいさろ妖巫贋倍乃ろぐ〜ろ代ろ
ろひて爲よ倍と立ろ人あるすぬ天地神明の
ろをとさを教ろ立ろ〜ろ世倍乃あや
まりて教ろ世さろ人乃ぐよろと教ろとの
又世倍よ廣申倍ろてをろ〜ろ代ろあれぐろ代月よ
のこまを平よあるぐと見給月給よ教世ろ
ろあれいろれさていろ倍ろ國陽雜組よいとく
尼廣申乃日三戸人のろをいふをろ廣申を

雷丘いかづちのおかとなづけたり又大雷岳おほいかづちのたけと名づけたり
尸伏すなわちまたの名なり
當麻人等の祖なり
庚申の日より起りてに上帝に祈白す
伏とまをすのぶしとまをすなり
なほ逃げたまひしかば猪伏猪飼
いとこの子の祖なり
人乃善悪とよくあしきを糾
三輪の神の御子天櫛乃命に上りて此
人をくの事と知ひらかしめ

小はぐろの人乃あやまちなれば天より一紀
十二年乃春命とうひ小子皇子一紀十二年
乃命とうぐふ
てこれをとけとありかの新嘗の夜婚姻を欲
んで伏すよりたくんや猪養は
ゆり猪養乃家小猪飼
ふく
庚申の夜祈りて
まのあたりとまをすなり
おれば
小はぐろの人乃あやまちなれば天より一紀
十二年乃春命とうひ小子皇子一紀十二年
乃命とうぐふ
てこれをとけとありかの新嘗の夜婚姻を欲
んで伏すよりたくんや猪養は
ゆり猪養乃家小猪飼
ふく
庚申の夜祈りて
まのあたりとまをすなり
おれば

ふるのきう和りを去てこゝろやいそんや庚
申とせとい奏る乃義よあらずそれ教師の
らびて論明よりてゝ今世の俗これと
去らざる儀令とすゝ庚申と奏りと稱と
あやまり乃上代の風なりなるべしゝ又要邦
ゝく庚申ハ猿田彦大神乃聚る給ふ日ゆゑ
如大神とかゝるゝ人を作立でこれゝ又
陰陽の徳なり又庚を金なり申を金なり
金と金と朝ゝ日あるゝゝつゝしむべき日なり
ひるよ中ゝ土と入て教化奏とをとるゝ

是又警戒なり己巳の日の刻をいとぐ庚と申
のゝゝやいりぶゝ人さ俗ゝ程のさ事ゝ
見て俗ゝ乃ぶ流俗ゝ去ゝ乃俗ゝ乃
ゝとかゝ去ゝ可ゝ去ゝ可ゝ去れば柳子厚三戸
と罵ゝ又あり是離類ゝ教ゝ乃ゝ羅系論柳
ゝ又に論ゝ去ゝ乃ゝ又俗更昭ゝ庚申乃奏
乃生ゝ邪法ゝ乃て教氏ゝ俗ゝ去ゝ去ゝ
法度ゝ去ゝ乃教ゝ去ゝ車ゝ知ゝ去ゝ
釋法ゝ教ゝ去ゝ乃ゝ又ゝ離類ゝ乃ゝ
ゝ去ゝ又ゝ乃ゝ去ゝ去ゝ去ゝ去ゝ

郡郡司等ヨリ報ス初世寿庚申ト云ヒ
ヒ張籍ノ周長代傳ヘ唯叡推甲子ニ不拘
ス庚申ト云フヨリ

世俗四月九月ヲ三月ト掛ル事ハ
中華ヨリ出タルコトニテ
四月九日上皮磨ヲ
小ヒ〻ク佛法ニ三月ヲ齋素月ト宣ヒ殺
業破戒ノ人ヲ京師官命ヲ以テ初日ヨリ三月
日差遣ス外皮ヨリ多ク
五四之基也

九月日上皮戴地ヲ報氏ノ勢ヒ
報家殺ヲ天狗ヲ
掛テ人ノ善惡ヲ三月直瞬郡司ト
テ人ノ善惡ヲ
月首花開ク磨寿ト云ヒ
ヒトヲ云フ
傷寒代ヲ
ヲ
七月今磨義代ノ

世ひさしく是を伝へ給ふ
を賜はすれども所詮いにしへ史記に
年中雑戯として
世ぶり事と聞く
たれと袍帯を
武年の四月元日の
つゝ盧龍と称して
て小鬼とそしてこれと
こゝをぶりと四方へ
くに雑戯より
紙鳶の世界と
耗の異と
芸道を命じ
けるとなんさるのたこなるやう
走りまぐる孫逆張
より
抜出よいく雑戯
けるふる也
也降邪干
雑戯たぐ

和漢名物考に云ク圍碁は雅語ハ菌戯なり
也と行ひ又考工記に注ハ菌ハ椎の名なり
中略て云ク菌椎の形小似り椎又菌の形ハ
似れりと因す倍ハ椎と椎ハ碁と異
なり圍と畫て棊雅語とつづく書とぬむるの
因て碁雅の他と紀これ第の紀士ハ
異と呼ふ碁ハ遊ハ戯なりてうれ碁と
しる

雅語九ツ時珍ク碁と碁とすべし
唐遊史に碁のごときハ高雅なり倍で光帝

きうう塙ハ中略く書と倍ぜバ割なれ小ちう
じとうるむべなるうれ
又東朝ふくい元と大師して五面倍の倍と云
てつ戸ハきつを稱痛とゆせぐまずこひなり
ふくふく倍人の象ごとにもるなり元寿碁
小五面倍の新傳と取くの民ハ押いかの
倍教時碁をいく言とうして碁くいく家
新傳と動ん所ハいうるど邪魅宮新とんく
りんと又碁ハ疫と碁ハもくくと乃ちり
初のうくくやうのいてるを毋と光帝ハ口語とて

ばいそひ孤しく成とまるべし殖明らかるべきの
げらるべき法なりとをるべし
八月樹木を移植べし西月を本とするゆえ上弦とす
也古書に見えたり樹を植とやうく地を掘て月
より又紀年を移植るをも八月より九月を合
慶義より見てなり古人の義を以て
生活とする故なり故金書に云く九月の末
と樹へふ下弦の後上弦の前より
八日と雖ども八月より九月を合
氣盛なる故末の生育金く樹を植るより有る

移せばそ樹をやぶらの樹木をしばらく本とやる
又いろく元果木とうゆの事を先九月の中比後
樹はまいりと掘て縄とはくまいりとかをうり
しるあるあい肥土と入水と渡へし次年正二月
うつしうゆへし移植の時土を半分入て樹を
植とつきかてくをへし上よりやうく土を加え
地面より二三寸たかく植るより土とをのづから
くゑ重へうる次植るこのち常月やしい毎水と渡へ
八月柳の樹と地て地より掘ハ速に繁茂ると月合慶
義より見えたり元ぶ月樹を掘て植るあるまい枝

梅 椿 梔 園 柏 屋 松 海紅 海棠 山茱萸 石榴
山茶 薔薇 蕙 桃 櫻 橘 柳
よりし 細柳 砂土と等分にして
よくまぜ合せ 毛もとだらを地よりつきかけて
枝と葉のごとくよろきの形ばかりなる
えびみく先完とさうてはうその完をぎ
たる枝と四季さしたり外にあるとうを
海地よりし 或いよりまるひとまぜ日とを
あるりかくれどくをれば海世ざるすくな
れよりて根をぢたる時移しうめぢ又移

をうよ歳移せざる木いろ月移る月時移てよ
ばを葉ろ木を西月よ移へ元さ木実
うへなでいたやく生もし移業利用よ蓋ものを
移るよ十年ハ利を樹と移へあるべとろうよ
とへうへ元草木と植く面をとなし日園
中よ植んでろ生利と移植しをと紀と墨
業とあるをとに移るの楽まり移ハ男松の
生を最可植いひ移植ハ男松の
無白人間へうい方和清毒ものあるりと植
て天地生物の化とうぐ理ものへし

歌湯ひの程に御待よ
後源紀白宮和間。少後仍源次第載我欲冠時
攝関去。著袴一日不記開
楊梅商ひこて御入待よ
三位初開見藤卿再開三位有開明。後奇菴宿
こて連。一位記年一位
趙白雲ひ載記者詩
白髮稀根紙逆連仍年及見子垂こ老史但欲
張堀樹不問開記結る時
四月三日初まり春よ末とろろのなる事の

巻とりて見るなり
むまれて白ひなど歌乃ごとろろ
ひ事月全ひ入こ
食歌ひ時和写孔子乃曰新一樹一歌不八裏
時也これ義よ
を小時とひく世ざ
天皇へ乃者あり
蓮郷ひくく高乃月天地資始万物但
あ小国密して
ひ月猩間とこへ小猴と

生薑とくさい面より様風とおぼゆる又梨とくさふ
ゝなりれ又響花面は此物と義して邪痰
乃氣と遠へ（月令廣義事義叢書ゆゑ）
元一年ゝ七十二候ゆゑ五日と一候〳〵三候と一
氣ゝ古候と一月ゝ七十二候と一年とす
百ゝ十二百まて毎月各古候と志ると先
四月乃云候第一東風解凍第二蟄蟲始振第
三魚上氷　右立春乃三候なり第四獺祭魚第
五海原始第六草木萌動　右雨水乃三候なり
元一日一夜漏刻乃数とくべて百刻百刻ハ漏水の

間ゝ立ゝ乃第ゝ三ゝ数あり漏刻ハ
長に志ゝ乃て晝夜乃長短乃也ゝ
晝ゝ夜ゝ間ゝ也数ゝ
〳〵百二十四氣晝夜ハ
先ゝ氣晝夜たゝひゝ也ゝ
先立春ハ晝四十三刻五十
十分合百刻ゝ夜ハ晝四十五刻五十分
夜五十四刻十分あり元六十分と一刻ゝ
月令廣義
ゝ見ゝ